

第81回基本計画部会・第11回横断的課題検討部会 議事録

1 日 時 平成29年 8 月24日（木） 10:35～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第2号館（総務省）8階 第1特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整室長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官、澤村統計審査官、宮内企画官

4 議 事

- （1）基本計画における「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」
- （2）基本計画部会WGでの審議状況について
- （3）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、時間となりましたので、第81回基本計画部会・第11回横断的課題検討部会の合同部会を開催いたします。

本日は、嶋崎委員、白波瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 お手元の資料について確認させていただきます。本日の議事（1）の基本計画における「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」に関する資料が資料1、基本計画部会の各ワーキンググループの資料が資料2-1、2-2、2-3、「統計のユーザーのニーズに関する調査」及び「統計調査の負担感・重複感に関する

る実態に関する調査」で把握された個別統計の意見・要望に関する関係府省の対応方針の資料が資料3-1、3-2となっております。また、統計の精度向上に関する資料が資料4です。

資料の説明は以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。基本計画において、第1章に「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」という章がありますけれども、その原案についての説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、御説明させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。統計法の第4条第2項では、基本計画につきましても、ここに掲げられておりますように、1、2、3の3つの事項を盛り込むこととされております。このうち、2及び3の施策及びそのために必要な事項につきましても、これまでも、基本計画部会の下に設けられましたワーキンググループ、また、国民経済計算体系的整備部会において御議論をさせていただいているところでございますが、1番目の整備に関する施策についての基本的な方針、具体的には、この公的統計の整備に当たっての方向性、各行政機関が共通して対応すべき横断的かつ重要な課題を指すと言われておりますが、この部分について、これまで御議論をする機会がございませんでしたので、今回提案させていただくものでございます。

本日の御議論に入る前に、これまでの状況をかいつまんで御説明したいと思います。この下でございますように、第I期基本計画におきましては、ここに掲げておりますように、公的統計が果たすべき役割を統計法第1条に求めまして、それを踏まえて、公的統計の現状・課題等を整理するというようにしております。この役割という部分におきましては、右側に記載してございますように、公的統計の「有用性の確保・向上」、ニーズに応じた統計を整備することを目標にしているところでございます。これは、当時の議論の中でも、精度が幾ら高くても、精緻に統計を作成されても、それが利用されなければ何も価値が生まれないという御指摘を踏まえまして、この「有用性の確保・向上」を目標として掲げたという経緯がございます。この目標を達成するに当たって、基本的な視点ということで、3に掲げてございますような4つの視点を掲げ、それぞれについて各府省が一体となって、基本的な視点に基づく各種の施策を展開するという構成になってございました。

現行基本計画におきましては、次のページ、2ページになりますが、社会・経済情勢の変化というところで、当時、東日本大震災等の直後ということもございまして、その対応や緊急時における対応能力の強化といった、社会・経済情勢の変化をその時点の状況を踏まえまして見直した上で各種のニーズに対応することが必要だという認識の下で、この下に記載してございますように、基本的な方針といたしましては、第I期基本計画における重要な目標でもあった「有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指して、体系的整備を推進しようとする。そのために、基本的な視点をより一層重点化・明確化して取組全般の横断的な方針として位置付けようということ、ここに掲げてございますように、①から⑤までの5つの視点を設定しているところでございます。

それでは、次のページでございます。近年、まずはどういう状況の変化、環境の変化があったのかというところでございます。ここに掲げております3点については既に御承知のとおりでございますが、昨年12月には統計改革の基本方針ということで、正確な景気判断のためのGDP統計を軸とした経済統計の改善等々の課題が指摘されているところがございます。また、本年5月に取りまとめられました統計改革推進会議の最終取りまとめにおきましても、EBPM推進体制の構築やGDP統計を軸にした経済統計の改善といった課題が指摘されているところがございます。それらを踏まえまして、6月に閣議決定されましたいわゆる「骨太2017」では、統計改革推進会議の最終取りまとめ等に基づきまして、証拠に基づく政策立案（EBPM）と統計の改革を、車の両輪として一体的に推進しよう、また、GDP統計を軸にした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用の推進などを図っていこうということが定められているところがございます。

それでは、次のページ、4ページで、今回の御審議をお願いしたいポイントでございます。まず、審議に当たって留意が必要と考えられる事項をまとめてございます。統計改革の基本方針、先ほど御説明しました基本方針や、推進会議の最終取りまとめ等における御議論、また、指摘の方向性は、従来の基本計画における基本的な方針、つまり統計の有用性の確保・向上を目指すということや、具体的な取組としても、ここに掲げてございますように、整合性を持ったものとも言えると思います。一方で、次期基本計画期間中においては、これら統計改革の基本的な理念等を踏まえまして、統計委員会を中心に、各府省が一体となって取組の推進を図ることが必要ではないかと考えている次第でございます。

今回、審議のポイントとして御提案させていただくのは、まず、「統計の有用性の確保・向上」（ニーズに応じた統計の的確な整備）という部分につきましては、EBPM推進との関係におきましても、より一層重点的な目標・方針と考えられるのではないかと考えてございます。この有用性の確保推進に当たっては、また、先ほどの委員長の御発言にもございましたが、個別の行政目的に加えまして、一次統計・加工統計間の連携という部分も含めまして、様々な主体に広くかつ有効に活用されるということや、取組全般の横断的な方針として、その実現を目指すべきものではないかと考えている次第でございます。また、各種の指摘を踏まえまして、社会・経済情勢の変化を整理した上で、この目標・方針を達成するために必要な施策展開に当たっての基本的な視点を、これまでの整理から抜本的に見直しまして設定することとしてはどうかという御提案でございます。さらに、これまで、冒頭申し上げましたように、基本計画部会や国民経済計算体系的整備部会における議論もございますので、それら議論を踏まえ、基本的な視点に沿った主な施策や関連する政府の方針等を、この部分に記述する。イメージとしては、この部分を読めば、基本計画の全体的なサマリーにもなるというイメージでございます。

具体的なイメージ、これはあくまで御提案ということでございますが、最後の5ページに掲げてございます。社会・経済情勢の変化としまして、5点、EBPMを推進するための統計の整備・改善への要請という部分、それから、正確な景気判断や経済・雇用の動向をより適時・的確に捉える統計の整備・改善への要請、府省横断的な統計整備の推進や国

際動向への的確な対応への要請、各種データの利活用や統計等データの利活用促進への要請、そして最後に、報告者負担の軽減と統計業務・統計体制の見直し・業務効率化、基盤強化への要請という、これらの要請・ニーズの変化を踏まえまして、次期基本計画におきましては、ここの下の方に掲げてございますように、「統計の有用性の確保・向上」を目指す上での基本的な視点ということで、5点掲げてございます。

E B P Mや統計ニーズへの的確な対応というのが1点目。2点目といたしまして、G D P・経済統計の改善をはじめとする府省横断的な統計整備の推進。それから、3点目といたしまして、統計相互の整合性、国際比較可能性の確保・向上といった点。4点目としまして、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進というところでございます。最後に、その統計の改善の推進に向けた基盤の整備・強化が必要ではないかということ、5点目として掲げているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

**○西村部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について御質問等があれば、お願いいたします。

清原委員。

**○清原委員** ありがとうございます。三鷹市長の清原です。次期基本計画に向けて、基本的な方針を包括的に整理していただいたと思います。

そこで質問ですが、全般的に貫かれていると思うのですが、特に5ページ目に整理していただいた中で、「統計改善の推進に向けた基盤整備強化」に係ることだと思うのですが、現在には本当に情報通信ネットワークが発達しており、産業の領域においても、そうした産業が重要な位置を占めておりますが、統計をとる際にも、国勢調査においても、紙ベースではない回答の方法を拡充してきた経過があります。集計方法においても、活用方法においても、また、データの見える化や、その利用の在り方についても、適切な情報通信ネットワーク、I C Tの活用というのが、統計の改革の中でも基盤だと思います。

その例として、次期計画の主な施策例として、例えば「オンサイト施設」、「法人番号の整備と利活用」なども例示されていますけれども、調査回答をしていただく際にも、そうした「ネットワークの活用」というのが一般化してくることが、いろいろな折々に提案されています。したがって、これは恐らく基盤になると思うのですが、統計委員会所管の総務省は、テレコムについても大変重要な知見と先駆的な取組をされているので、情報通信関係のものを「背景」としても、また、「統計改革の基盤」にしても、また、「活用の方向性」にしても、何か表現をもう少し強めてもよいのではないかという感想を持ちましたが、いかがでしょうか。

以上です。

**○西村部会長** ありがとうございます。私が最初に言ってしまうと、全くそのとおりで、今日、委員会が始まる前に総務大臣と会っていたのですが、そのときに出たものも、実はこれは同じ総務省にありながら、通信の人たちは、自分たちが統計をとっているという感覚が余りないのですよね。だからそれがこちらの方に入ってこないということがあります。ところが、現実の例えば消費の体系が、実はそれは通信を通じた消費の体系という

形になりますから、通信の量とか、それから内容についてのかかなり正確な情報がないと、できなくなりつつあるということがあるわけですね。せっかく総務省、一つになっているのですから、それをやらなければいけないのですが、今までは例によって出自が違いうことで分かれておったのですが、それをやろうということでもあります。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 非常にお答えしにくいのですが、ただ今の清原委員の御指摘、私どもも当然の御指摘かと思っております。申し訳ございません、ここの施策例につきましては、検討が進んでいる部分を中心に今回ピックアップしたということで、基盤のところは薄いところがございますが、当然のことながら、統計の効率的な作成、そして提供、また、各種の要請の中では、4つ目の要請、各種データの利活用というところにも、今の御指摘、委員長の御指摘も含めまして、重要な観点かと考えているところでございます。最終的な整理をする際には、ただ今の御指摘を踏まえて、十分に一体的になってやれるように、総務省としても考えているところでございます。

○清原委員 ありがとうございます。

○西村部会長 川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。こういった基本的な方針の案を大変うまく作っていただいております、これをベースに議論できるので、大変参考になると思います。また、先ほど清原委員がおっしゃった情報通信の活用というのは、基盤の面で大変大事だと思いますので、是非そのようなものを、この中に入れていけたらと思います。

その上で、そのほかのことで、自問自答も含めながら発言させていただきますが、地方の統計ということはどう考えるかというのを、この中にも何らかの形で盛り込んでいけたらと思います。地方公共団体のために役に立つ、地域開発のために役に立つ統計という視点は、当然昔も今日も未来も重要なことだと思いますが、それを入れていくというのが大事だと思います。また、同時に、地方公共団体は統計作成の基盤の一部も担っていただいておりますので、そのようなところの連携をどう考えるかということも大事なことでと思います。

今年前半の統計改革推進会議の議論の一環の中でも議論がありましたし、また、総務省でも地方の統計についていろいろな取組を始めようとしているということも聞いたりもしております。そのようなことをうまく盛り込んでいただけたらと思った次第です。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ただ今の地方の利活用という視点も、非常に重要な点と考えております。ここでは、事務局の想定としましては、ユーザー視点に立ったというところは、ユーザーとしての地方公共団体も含めて考えるべきと思っております、この中に入る部分、それから、先ほど来御指摘のありました基盤整備強化の部分にも関わってくる。都道府県別集計の充実であるとかブロック別集計の統一部分は、基盤にも入ってくるかというところがございます。その点も重々考えながら、整理を進めてまいりたいと考えております。

○西村部会長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 前回の基本計画のときに議論をしたと思うのですがけれども、ここでは法人番

号の話は出ているのですけれども、個人の番号の取扱いについて、今回は時期尚早ということではなかったと思うのですけれども、今回の基本的な基本計画の中には、ある程度そういうことを盛り込むということでしょうか。

○西村部会長 微妙なことではございますけれども、どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 後ほど、各ワーキンググループにおける御審議の状況の報告があるかと思いますが、その中で、今、具体的に個人番号、マイナンバーの利用で、議題といいますか、俎上に上がっておりますのが、人口動態統計調査における個人番号の利用という部分でございます。これにつきましては、戸籍事務自体が、現在、個人番号を利用して簡素・効率化という方向で、法務省で御検討が進められています。各種そのような戸籍関係の届出に基づく人口動態統計調査というのは、場合によっては影響も受けるし、活用の道も出てくるということで、その辺りを注視しながら検討が必要だという議論が行われているところでございます。

今のところ、それ以上は、各ワーキンググループにおきましては、個人番号の具体的な活用については出ておりません。マイナンバー法というのは、御存じのとおり、具体的にこういう事務に統計に使うのではなくて、これこれの作成に使うみたいな、かなりの個別性が求められますので、そのようなことも踏まえながら対応を考えている次第でございます。

○西村部会長 今の点は非常に重要な点で、ほかの統計にも使えれば、逆にある一時点のクロスセクションと、それから時間経過による変化の両方について、いろいろなことが言えるようになるわけですが、そうすると、当然のことながら個人情報保護の問題と絡みますから、個別のものに応じてやっていくという形になると思います。

だからその意味で、多分検討をするということは検討するし、できるところで、ある意味問題のないところから始めていきますが、最初から考えないということではなくて、そういう方向に向かってやっていくと。どういう形で個人情報を保護しながらそれをやっていくかということについて考えていくというスタンスになると思います。ただし、慎重にやらないと危険なところでもあります。

ほかにはいかがでしょうか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 取りまとめいただいて、どうもありがとうございます。基本的に昨年からの統計改革の流れからすれば、5ページ目のようなまとめ方になるのかとは思っているのですが、先ほども国民経済計算体系的整備部会で統計委員会への要望として出した中に、リソースの確保ということを非常に強くおっしゃる委員の方々いらっしゃいました。また、第Ⅰ期基本計画にも書かれていて、それから、私自身も統計改革の推進会議の中で、このリソースの確保を本当にできるのか、また、どうやったら良いのかという問題について、かなりの時間を割いて議論をしたように思います。

そういうことから考えると、それを確かに統計改善の推進に向けた基盤整備・強化で読むということもあるかと思いますが、その後の中の主な施策例で、どこか入れておかないといけないのではないかというような、第Ⅰ期基本計画の後もその後も、非常にその問題はずっと続いているわけですので、ここは少しきっちり考えて、中長期的な視点で考えたものを打ち出さないといけないのではないかという気がしています。

○西村部会長 ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 御指摘のとおりかと我々も考えておりますので、更に今後、関係のワーキンググループにおいて御議論、また、場合によって、10月以降、この部会において、その辺りも含めて御議論いただければと考えている次第でございます。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

最後に私の意見ということになるのですが、実はこの統計改革推進会議を含めた一連の統計改革の中で、私自身としては、統計を公的統計に留まらずに、様々な統計的情報といえますか、そういうものに大きく捉えて、その中で公的統計をどういう形でその利用を図っていくかということだろうと考えています。ただし、法律の建前上、ここでは公的統計をやるという形になります。したがって、基本計画そのものはこういう形になるのですが、統計委員会そのものも、新しい統計法になって統計委員会の形も変わるということから考えれば、公的統計に関しての基本計画ということのほか、全体として統計委員会として何を考えているのかということは、適宜、適当な方法で発信する必要があるのではないかと考えます。

基本計画そのものは、これは法律で決まったものですので、この形になりますが、そういった背景みたいなものは考えていく必要があるし、場合によっては、基本計画の中にバックグラウンドとしてそういうようなことを記載していくということも考えられるのではないかと考えています。ここら辺のところは、どういう法律になっていくのかということもまだ分かっていない状況なので、この段階で何か決めるということにはいきませんが、発展に応じて、内容については適宜補足していくという形になると思います。

いかがでしょうか。それでは、今の議論も踏まえまして、次回の部会に向けて、事務局において更にブラッシュアップをお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。3つのワーキンググループの審議状況についての報告をお願いします。まず、経済統計ワーキンググループの報告を、川崎座長からお願いいたします。

○川崎委員 それでは、御報告させていただきます。本日の御説明では、資料の2-1を使用しまして御説明させていただきます。この資料には、第1ワーキンググループ、経済統計ワーキンググループに限らず、ほかのものも全部入っておりますが、1枚目の部分が第1ワーキンググループということでございます。これを御覧いただきながら御説明させていただきますと思います。

経済統計のワーキンググループは、7月28日に第4回、それから8月9日に第5回と、2回開催をしております。それらの議題に上った項目が、このグレーの網かけがかかっている部分の項目ということでございます。これらにつきまして、順次御説明をさせていただきますと思います。

上の方から順番に参りますと、まず、一番上が、「1企業活動に関する統計の整備」です。中身としては、情報通信業基本調査について、サービス関連統計の見直しが予定されている中で、次期の基本計画にどのように整理するかということ、また、同一企業内の取

引の把握、あるいは純粋持株会社のグループ活動を明らかにするといった課題が既にありました。これらを次期基本計画にどう取り組むかということで審議いたしました。その結果としては、まず、サービス業関連の統計の体系において、この情報通信業基本調査の位置付けを明確にすることが必要であるという御意見がありました。また、同一企業内取引の把握につきましては、今後、プロファイリング活動が行われる予定ですので、この中でのアプローチの検討が必要であろうということでございます。また、純粋持株会社の実態の把握についてですが、これについても引き続き情報を定期的に把握していくことが必要であるという御意見を頂いております。これらのご意見を踏まえて基本的な考え方を整理するという事にいたしました。

次に、2番目の海外事業活動基本調査の充実・精度向上についてです。これにつきましては、海外事業活動基本調査の母集団名簿の適切な作成に向けまして、外国為替及び外国貿易法の届出情報の活用方法について検討するという素案を基に審議いたしました。その結果、行政記録情報の活用方策の検討を進める基本的な方向性は重要であるという御意見を頂いております。こういったことを踏まえて、素案でお示しした方向に沿って整理をするということといたしました。

3番目ですが、第3次産業活動指数の精度向上についてです。第3次産業活動指数に関しましては、サービス産業の統計が現在まだ検討段階にあることから、第3次産業活動指数の課題をサービス産業の統計の整備の一環として考え、次期基本計画の本文には、その有用性の更なる向上を図っていくということ盛り込むこととしてはどうかということ素案として審議をいたしました。委員の方々からは、これは非常に重要な指標であるという御指摘、また、今後、サービス関連統計の整備を踏まえて抜本的に見直す必要があるといった御意見を頂いておりますので、それを踏まえて素案を修正するという事にいたしました。

続きまして、経済のグローバル化に関する部分でございます。大きな項目のIIですね。経済活動のグローバル化に対応した統計の整備ということで、「2 貿易統計の基幹統計化」ということです。これにつきましては、従来からこの検討課題がございましたけれども、これに関しましては、なかなかすぐに対応できる状況でもなく、また、担当の財務省にもいろいろお考えがあるようですので、基幹統計化について今、目指すことよりも、当面はむしろ分かりやすい情報提供など利活用の充実・改善を進めることが重要である、また、そういうことを期待したいという御意見がございました。それを踏まえまして、今後も貿易統計の利便性の向上に努めるということを主眼として課題とすることといたしました。

以上が、全体として審議した内容でございます。

それから、網かけがしてありますが、一番下のところに、VIIとして農林水産統計の整備・改善という項目がございます。これにつきましては、これまでの諮問答申の中で出た課題が一つの課題であり、きちんと対処していこうということで、それ自体は特段大きな問題ではないと考えています。しかし、むしろ、今後のことといたしまして、農林水産統計に関する項目を今後新たに創設するという提案をさせていただいております。これにつ



いて特段の御異議はございませんでした。そういった意味では、この農林水産統計の整備については、項目を何か立てていく方向で考えた方がよいのではないかと考えております。

それから、最後になりますけれども、このワーキンググループでの議論の中では、いろいろと体系的な検討を整理するということが必要になっておりますが、この議論につきましては、国民経済計算体系的整備部会においていろいろな審議が行われ、中間的な取りまとめが行われているところです。そういうところと非常に密接に関連する部分が多くございます。

例えば第5回経済統計ワーキンググループの冒頭で御紹介したサービス産業に関する統計につきましては、国民経済計算体系的整備部会で審議されたサービス関連統計の整理・統合ですとか、あるいは先ほど御説明した情報通信業基本調査の扱いなども、併せて整理しなければならないということがございます。このようなことを考えますと、このワーキンググループの担当分野につきましては、国民経済計算体系的整備部会とも連携して改めて体系的な検討を行った方がよいのではないかと考えております。こういったことにつきまして、今後、この基本計画部会でもご検討いただければありがたいと思います。

それから、最後になりますが、これまで審議してまいりましたこのワーキンググループの議論の中身につきましてはおおむね了解を得まして、修正案についてもほぼ了解を得られておりますので、まだ若干細かな文言を調整中ですが、この次の部会においては報告させていただくことができると考えております。

以上、駆け足でございませけれども、御紹介させていただきました。

**○西村部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の議論も踏まえまして、今後、経済統計ワーキンググループとして取りまとめていただきたいと思っております。川崎委員、よろしく願いいたします。それから、先ほどの連携の話ですが、これはどういう方法が一番良いかは考えながら、実現していくつもりであります。

次いで、国民生活・社会統計ワーキンググループの報告を、西郷部会長からお願いいたします。

**○西郷委員** それでは、報告をさせていただきます。資料は2-2、今、御報告がありました2-1の、次の紙になります。そちらを御覧ください。

第4回のワーキンググループは8月4日に開催をいたしまして、それについて報告をさせていただきます。資料を御覧いただきますと、第4回で話し合ったテーマというのは、全部で6つございます。それから、第4回に関しましては、審議協力者として東洋大学の沼尾先生に御参加を頂きました。順次報告してまいりますけれども、このうちのテーマの2の社会保障関連統計の報告が非常に長くなりますので、審議の順番と違うのですけれども、これを最後に回させていただいて、1番から2番を飛ばして報告して、最後に2番目の報告をさせていただきます。

まず、テーマの1、社会保障費用統計の改善に関しまして審議をいたしました。その際、不思議な状況ですけれども、ILOの新しいSSI、新しい国際基準というのが、どうも新し過ぎてしまうのか、準拠している国がかえって少ないというのがあるのだそうです。そうすると、無理に新しい基準に合わせると、かえって国際的な比較可能性が損なわれる

という、どうしたら良いのかという状況があるのだそうで、でも、現状そうなっているそうです。ですので、現時点で多大なリソースを割いて移行すべきであるという決断はできないから、既存のILO基準表自体、時系列比較の観点からは継続した方が良いという面もあるので、資料2-2に記載してあるとおり、現時点で何か大きな決断を下すというのは難しいと。そこで、そういった意見を踏まえて、基本計画の中における基本的な考え方の案文を再整理するという形で、第4回は結論を得ました。

次は、テーマ2は飛ばさせていただきまして、テーマの3で、障害者統計の充実というところです。ここは障害者統計とうたってはあるわけですが、例えば障害者統計調査のような何か個別具体的な調査があるわけではありませんが、障害者統計というのがこれから非常に重要な枠組みになるであろうということは間違いないので、その基本的な理念というのを本文に記述するという形で整理案は整理してあるのですが、それを基に審議を行いました。出席者の方からは特段反対意見というのはございませんでしたので、そのような形、つまり、基本的な理念というのを本文の中に記述するという形で整理をする形にいたしました。

次がテーマの4ということになりますけれども、ジェンダー統計の充実ということになります。これに関しましても、ジェンダーに注目した統計というのは重要であるということは、誰も疑う余地はないわけですが、かといって、ジェンダー統計というのが、今現在、統計調査として整備されているわけではございません。国際的な取組なども踏まえまして本文に記述するという形で、このように整理してはどうかという案が示されております。それを基に審議を行ったのですが、おおむね方向としてはそれで良いだろうと。ただし、最近では、この委員会でもそういう御発言が過去にあったかと記憶しておりますけれども、「男女別に」というのを、例えば「性別に配慮した」などの表現にして、そういった配慮も必要ではないかという意見が出ましたので、そういったことを踏まえて文言を再整理するという形で、テーマ4に関しては決着をいたしました。

次に、テーマの5ですが、人口動態統計調査の改善に関してです。これに関しましては、整理案では、提供情報の充実、それから作成方法の効率化というのが示されております。これに関しては、出席者の方から特別な反対意見等もございませんでしたので、整理案に沿ってまとめるといふ形になりました。

テーマの6番目ですが、学校保健統計調査に関してです。この学校保健統計調査に関しては、第3回でも話し合っていたわけですが、未諮問基幹統計の確認審議というのも兼ねております。そのことから、調査の位置付けや利活用の状況を中心に第3回では話し合ったのですが、出席者の方からは、この統計の在り方を検討するためには具体的な利活用の資料を提示することが必要であるという意見があって、明日、第5回が開かれるのですが、その席で文部科学省から利活用の状況について再度説明を受けた上で、次期基本計画に向けた課題を審議することになりました。

それでは、先ほどスキップいたしましたテーマの2に参りますけれども、テーマの2の報告ですが、構造が複雑になっておりまして、全体として3つのパートに分かれていて、しかも最初のパートがまた更に3つに分かれるという構成になりますので、長くなります

けれども御承知おきください。

これは、第3回になりますけれども、橋本審議協力者からかなり広範な意見を頂きましたので、この広範な意見をどのような形で基本計画の中に盛り込むか、そういう観点から第4回は議論をいたしました。先ほど言いましたように、大きく3つのパートに分かれているのですが、最初のパートが、サンプリングやデザインとか、調査方法に関するもの。2番目のパートというのが、異なる統計間のデータリンケージの問題。3番目の問題というのが、統計データの利用促進を図るというものでした。

まずは、最初のパートの、調査の方法に関するものですね。サンプリングとかデザインとか、調査方法。今、申し上げたように、そこがまた3つのパートに分かれております。そのうち、サンプリングに関しましては、大規模調査年と中間年における集計値、大規模調査との後継調査、関連する統計調査のサンプルの分布の整合性をとるべきという意見が、橋本審議協力者から出されました。次に、デザインに関しましては、パネル調査独自の項目設定をする必要があるのではないか、それから、デザインの見直しには試験調査などの検証が必要なのではないか。3番目に、都道府県表章の充実というのが必要であるという意見を頂きました。最初のパートの中の3番目の項目になりますけれども、調査方法に関しましては、先ほどの基本計画の中にも出ておりましたけれども、調査員のトレーニングの充実であるとか、新たな調査方法の導入が必要であるという意見を含むものでした。それが、3つのパートのうちの最初のパートの3つの部分ということになります。

2番目の部分、パート2ですけれども、これは、異なるデータ間のデータリンケージの可能性を高めるようにすべきであって、特に世帯系の統計に関しては統計的なマッチングが可能になるようにという御意見を頂いておりました。

最後の3つ目の部分ですけれども、統計データの利用促進を図るべきということで、二次利用に関連して、省庁を横断的に対応する、ワンストップサービスという言い方でまとめられると思いますけれども、それを充実してほしいということ、それから、データの利用申請事務の統一化・簡素化を図るべきであるという意見を頂きました。

このような形で橋本審議協力者から出された意見というものをまとめたわけですが、これらは一口で言うと、個別の統計に関してどうこうというよりは、基本的な統計全体のデザインとして基本計画の中に反映されるべきものであろうという整理をしました。その整理案につきまして、特段異論はございませんでしたので、統計全体の課題として次期基本計画にどう盛り込むかということ、次回、すなわち明日のワーキンググループで、また更に検討するという形で整理をいたしました。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上であります。

**○西村部会長** ありがとうございます。それでは、経済のワーキンググループと、それから国民生活のワーキンググループ、両方併せて、御報告について何か御質問、今のことについて、何か御質問等ございますか。余りにも多岐にわたって、質問もなかなか難しいということがあるのですが、これの目的は、何がどのようにやっているかということの全体をみんなが把握するということですので、現状把握という形になります。

それでは、ワーキンググループの取りまとめを西郷座長にお願いしたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

次いで、共通基盤ワーキンググループの報告を、北村座長からお願ひいたします。

**○北村委員** 資料2-3を御覧ください。先月の基本計画部会では第4回までの審議概要について報告させていただきましたので、今回は8月3日に開催した第5回の審議概要を報告いたします。

第5回では、民間事業者の活用、それから、地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み及びe-S t a tの利便性向上の、3つのテーマを審議いたしました。民間事業者の活用にあたっては、民間調査会社の業務に精通されている、また、国際規格であるISO20252等の審査も行っておられる日本能率協会の篠先生に審議協力者として御参加いただき、審議を進めました。

まず、民間事業者の活用についてですが、各省庁における民間事業者活用の効果的な取組についての報告があり、審議協力者として御参加いただいた篠先生から国際的な品質規格の動向を御紹介していただいた上、審議を進めました。委員や審議協力者から、民間業者を使う場合に、単年度で契約するとコストに合わないとか経験が積めないということもありますので、複数年契約が可能になるように取り組む必要があるという意見が出ました。それから、調査の企画は研究機関に、データ入力や情報処理業者に委託するなど、業務の別に議論することも必要ではないかという意見も出ました。それから、民間委託の状況については事業所系調査と世帯系調査に分けるなど、統計調査の特性を踏まえて分析したデータを基に検討する必要があるなどの御意見が出され、総務省において資料の提出や検討を進めていただいた上で、改めて審議することにいたしました。

次に、地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組みでは、統計改革の最終取りまとめ等を踏まえた現在の検討状況、また、既に民間データの活用に向けた検討を進めている総務省統計局の取組の説明を受けた後、審議を進めました。委員や審議協力者からの意見としては、民間がデータを提供するにあたっては、情報の保護に留意する必要があるということです。それから、民間データの利活用の分野を研究している学者は少ないので、特定の学者に負担が集中しないような配慮が必要であろうという意見も出ました。総務省において更に検討を進めていただいて、更に審議することにいたしました。

それから、最後に、e-S t a tの利便性向上についてですが、6月8日の第1回のワーキンググループにおいて、利便性向上にあたって、アメリカの政府統計機関なども参考にする必要などの御意見があったことを受け、当該意見を踏まえた次期基本計画における基本的な考え方の修正案について審議を進めました。審議の結果、基本的な考え方に異論は示されませんでしたので、ワーキンググループとしては、一部文言修正を行った上、基本的な考え方に沿って整理することにいたしました。

簡単ですが、私からの報告は以上です。

**○西村部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について御質問等がありましたら。

川崎委員、どうぞ。

**○川崎委員** ありがとうございます。どのワーキンググループということではないのです

が、せっかく3つのお話を聞かせていただいた後なので、お聞きした感想として、今後の進め方に反映していただけたらと思ったことを申し上げます。

特に第2ワーキンググループでの御紹介の中で、橋本審議協力者の御意見とかいろいろ伺ったりして、大変参考になると思ったのですが、中には非常に扱いにくいものもあるという気がいたしました。ワーキンググループで分野ごとに切り分けながら議論をしながらも、どうしても横断的な議論が出てくるので、それをどこかで調整して吸い上げるようなことをした方が良いのかと思います。例えば先ほどの橋本審議協力者のサンプルデザインの問題とかデータリンクageの問題、二次利用の問題は、結構、今の第3ワーキンググループのテーマの中にもはまるものが多いのかと思います。

しかし、第3ワーキンググループでは、その話題自体をまだ議題に、あるいは資料としてないところで議論されているのかと思いますので、それを1回、できれば事務局で整理していただけたらありがたいと思うのです。こちら側の議論はこっち側のワーキンググループに近いのではないかというのを少し横でトレードしていただいたりすると、もう少し横断的な課題が対応しやすくなるのかと思います。

同様に、私の第1ワーキンググループでも、例えばプロファイリングですとか、あるいはサービス統計の関係とかございますので、そういうのを少し、せっかくこうやって全体が見えるところで議論していけたら良いのかと思いました。委員長も既にお考えのことかとは思いますが、そんなことを念頭に置いて、これからのまとめに反映していただければと思いました。

**○西村部会長** 今後、ワーキンググループとしての取りまとめを、北村座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に入ります。「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」で把握された個別統計の意見・要望について、報告の準備ができたようですので、事務局から状況報告をお願いいたします。

**○永島総務省統計委員会担当室次長** それでは、事務局から御説明をいたします。資料3-1と3-2をこの関係で御用意しておりますが、3-2は非常に大部になっておりますので、その概要をまとめました資料3-1で御説明したいと思います。

経緯から御説明したいと思いますが、1枚、3-1の資料をめぐっていただいて、2ページを御覧いただきたいと思いますが、統計委員会御報告に係る経緯としてまとめております。中段のところの2つ目の箱のところをまず御覧いただきたいと思いますが、今回の議題の関係は、「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」というものと「統計ユーザーのニーズに関する調査」というものの状況でございますが、これについては、本年の2月から3月にかけて、統計改革推進会議の検討に資するために急遽行ったものでございまして、統計のユーザーの方、それから統計の対象となる客体となっております方を対象に、総務省のホームページから調査票をダウンロードしていただいて、Eメールで回答を頂くという形式で実施したものでございます。

その回答結果の概要については5月の統計改革推進会議でも報告させていただきまして、共通的な課題として取り上げられるべきものについては、最終取りまとめの中でそれを反

映させていただいたところがございます。いろいろ個別に御意見を頂いているところがございますので、各府省における対応の状況であるとか、対応が困難であるというものについては、理由を取りまとめて改めて統計委員会に報告させていただくという形になっておるものがございます。ただし、大きな問題意識については、最終取りまとめで共通的な課題として掲げさせていただいておまして、それについては既に基本計画の御審議の中でも、共通基盤ワーキンググループを中心に審議テーマになっているところがございますので、それは御了解いただければと思います。

それでは、中身でございますが、まず3ページでございます。2種類、調査がございまして、まず統計のニーズに関するものの方でございます。大きな表にまとめておられますが、種類の中身として各府省の回答によってカテゴライズしておまして、「対応済み」あるいは「対応予定がある」というもの、それから「検討の余地がある」というもの、それからなかなか「対応困難である」というものの、大きくざっくり3つにカテゴライズしております。意見の種類によって、少しそれぞれ記載しておりますが、トータルのところを見ていただきますと、全体の御意見・要望が128ある中で、「対応困難」というものと、それ以外の「対応の余地がある」というものについては、大体半々になっているところがございます。

個別に見ていただかないと意味が分からないと思いますので、4ページを御覧いただきますと、代表的なものというか、具体例を幾つか提示させていただいております。2つの箱がございまして、最初の箱の方は、「対応済み」あるいは「検討の余地あり」というものがございます。このページに記載してあるものは、全て「対応済み・対応予定」というものがございますが、推計に用いられる基礎データを国民経済計算について公表してほしいなどの御要望でございますが、既に対応しているなどの状況があるものがございます。

その下の四角のところは、「対応困難」というカテゴリーに整理させていただいたものがございます。どのようなものがあるかということで、ここにある例4つ、御紹介させていただきますが、最初の丸のところ、これは国勢調査に対する要望でございますが、所得とか賃金といったものに関する設問を入れてほしいという御要望でございます。これに対する対応の状況ということでございますが、基本的に国勢調査というものは、御承知のとおり、世帯向けの政府統計の母集団情報を整備する一番根幹となる調査でございまして、非常に基本的な調査項目について調べるという性格のものでございます。所得・賃金といった項目は、調査拒否にもつながるおそれもあって、なかなか直接、国勢調査に入れるのは難しいのではないかと。一方で、国勢調査に基づきまして、その母集団情報に基づきまして、各種の標本調査がその後に展開されるわけですが、その標本調査においては、当然、所得とか賃金にクローズアップしたテーマの調査があるということで、統計の全体の枠組みの中で、国勢調査とその他の標本調査ということで役割分担をされているという中で、国勢調査にこの設問を入れるのは難しいという状況になっているということでございます。それが1つ目の丸でございます。

2つ目の丸のところでございますが、これは労働力調査に対する要望ということで寄せられたものがございますが、結果の細かさをより細かくしてほしいという御要望ござい

まして、通常の公表結果については1,000人単位にできないか、あるいは、詳細集計については更に細かく100人単位にできないかという御要望でございますが、これは標本調査でございますので、結果精度上の問題があることから、現状のままでは対応困難であるということでございます。

それから、3つ目の丸でございますが、これは法人企業統計調査に対する御要望ということで来たものでございますが、調査結果を、調査の対象期間の後、原則1か月以内に公表ができないかというものでございますが、対象となる企業の負担の増大、回収率の低下による統計精度の低下のリスクを考えると、1か月以内に公表することは困難であるということが現状であるということでございます。ただし、一次QEとの関係で、それに間に合わせるように調査対象や項目を限定した早期回収といったものについては、今、実施を検討中であるということございまして、これについてはワーキンググループでも既に御議論を頂いているテーマでございますので、ある意味、既に基本計画の議論の中では織り込み済みのことかと思えます。

4つ目でございますが、統一企業番号を利用して、調査年が異なる同一企業のパネル化ができるようにしてほしいという経済センサスへの御要望でございますが、これについては、個々の法人という意味での調査客体がパネルデータを単純に作ると、特にこういう経済系の場合には、客体が分かってしまう、特定されてしまうということにつながるものですから、単純にはできないということでございます。

「対応困難」については、このような感じの状況になっているということでございます。

それから、続きまして、5ページ、もう一方の調査の方、負担感・重複感の関係でございますが、こちらについても、全体の状況は、先ほどのカテゴリー分けで申しますと、「対応済み・対応予定」あるいは「検討の余地あり」というものと、「対応困難」というものが、大体半々ぐらいということになっております。

具体的内容といたしましては、6ページを御覧いただければと思いますが、2つの箱に分けておりまして、「対応済み」、「検討の余地あり」というものは、最初の箱に整理してございます。中身は御覧いただければと思いますが、2つ目のものと4つ目のものが、「検討の余地あり」というカテゴリーからの具体例でございます。1番目と3番目は、「対応済み・対応予定」というカテゴリーのものでございます。

下の後段の「対応困難」という方を個別に見ていただければと思いますが、ここでは3つ具体例として掲げております。1つ目が、企業活動基本調査と科学技術研究調査を1つの調査に統合できないかという御要望・御意見でございました。これについては、下に回答を記載してございますが、調査項目の重複というものがあということ、それに対応するという意味では、片方の調査の結果をもう片方の調査にデータを移送するということ、既に対応しているということございまして、その上で更に調査そのものを統合するということは、調査の目的あるいは結果利用の状況などを勘案すると、困難であろうということでございます。

それから、2つ目の丸でございますが、これは2つの調査に同種の意見を頂戴しているものでございますが、経済センサスと海外事業活動基本調査について、同じ内容の意見が

来ているものでございます。調査負担に関係する意見でございますが、直接的には5部門以上、間接的には10拠点以上で回答を作成する必要があるということで、回答部門、取りまとめ部門とも、非常に負担が大きいという御要望でございます。

これについて、抽象的なお話であるということもあまして、例えば経済センサスの方では、周期調査ですので、現時点では次の調査の検討のタイミングではないものですから、次回の実施の際の制度設計の参考として検討するという、次のタイミングで考えますという状況でございます。そういう意味で、できないと答えているわけではないのですが、現時点で「できる・できない」ということが明らかになっていないということで、カテゴリとしては、「対応困難」というカテゴリに分類をさせていただきました。

それから、海外事業活動基本調査の方では、ユーザーニーズとか報告者負担というもののバランスを考えて調査項目を設定しているので、負担が重いというだけからは、なかなか修正が困難であるということでございます。

それから、最後の丸でございますが、経済センサスへの御要望で、負担の軽減についての御要望でございますが、先ほど同様に、今は、次の調査の設計の前の段階ですので、設計時になれば参考にして考えていくという回答でしたので、同じように「対応困難」のカテゴリに入れさせていただいております。

簡単ですが、資料の説明は以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について御質問等があれば、お願いいたします。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 資料3-2を拝見しまして、いろいろ意見があるなということで大変勉強になりました。これに関しまして、これを今後どうするかということについて何点か御質問したいと思っておりますけれども、まず半分が対応困難という中で、質問が曖昧でというのがあったのが、これは多分、質問者にもう一度聞けば質問内容が分かるのではないかと思います。そういうことも含めて今後どうするかを教えてくださいたいと思います。次に、対応困難とされたものも、現体制では確かに困難かも分かりませんが、もう一步踏み込めばできるのではないかと素人には感じることもあったのですけれども、府省を越えた要望等にはどうするかという辺りについて、今後どう検討するかということが2点目でございます。一方で、対応可能といたしても、優先順位の関係や費用対効果の関係ですぐには実現できないというのもあるかと思っております。

最後、3点目ですけれども、今回、このようにお調べいただいて、非常に意味があると思います。今後、目安箱的に、継続的に意見を聞かれると思うので、私ども経済界でも質問や意見を出す場を準備をしたいと思っておりますけれども、そういういろいろなところから挙がってくる意見を、どのようにマッチングして優先順位付けや横断的な対応を考えるかという、そういう体制について、現段階のお考えをお聞きしたいと思います。

○西村部会長 私が答えるわけにいかない。まず事務局が答えて、その後、私が答えます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 私の説明が舌足らずだったところをおわびいたします。先ほど抽象的には申し上げましたけれども、最終取りまとめで、共通的な課題として



吸い上げられるものは既に入っております、例えば報告者負担の対応をどうするとか、ユーザーのニーズをどう考えていくのかという、ある意味、調査普遍的と申しますか、そういった大きな課題については、今後考えていくべき課題として既にセットされておりますので、そこを超えて、この調査のこの部分に確かに今すぐやらなければいけない重要性があるというものがもしあれば、御指摘を改めて頂ければと思っておりますが、事務局でも見ておまして、そこまで喫緊性というか、個別に特化したお話として、基本計画の中で直ちに書き込むものがあるように思えなかったということもありまして、そこは逆に、委員の方々に改めて見ていただいて、これこれの部分は再度基本計画の事項として検討すべきであるということがあれば、御指摘を賜りたいと思います。そういう意味で、今日、御報告させていただいたという趣旨でございます。

それから、報告者の負担とか統計のニーズについて今後どうするのかというお話がありました、これ、やや目安箱みたいなもののお話もあまましたけれども、最終取りまとめを受けて、今後、統計委員会と、それから、ユーザーニーズの方はE B P Mの推進会議との関係もございしますが、政府としてそういった報告者とか、あるいはユーザーの声を聞くというものを制度付けて、今後、その対応についてまとめて考えていくというスキームについて、共通基盤ワーキンググループでも御議論いただいているところでございしますので、その検討の中で今後どうしていくかというものをお考えいただいて、私どもでもそれを受けて考えていくということになろうかと思っております。

○西村部会長 野呂委員、今の説明で。

○野呂委員 私の理解不足だと思うのですが、今回おまとめになったのは、次期基本計画に何を反映すべきかという、この2か月、3か月の審議のために必要なものをピックアップするためにやったのであって、今後も継続的に検討を行っていただく、統計改革推進会議の報告にあったような意見のヒアリングも別途やると、そういう御説明だったという理解でよろしいのですか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ある意味、そうでございますが、多分、このようなユーザーの声を聞くとか報告者の声を聞くというのは、1回やって終わりということではありませんので、継続的な枠組みとして今後どうしていくかということについては、今後の検討課題になっておまして、それを今後続けていくということです。そういう意味では、今日ご紹介した調査結果は試行的なものであると位置付けられると思いますが、意見・要望を頂いたものの対応の状況を取りまとめて、透明化の観点から、世の中に回答をさらしていくということと、それを踏まえて政府全体の取組の中でどう反映していくかということと、両方が求められていると思いますが、その試行的なものとして今回のものは位置付けられるのではないかと思います。

対応策では、今、基本計画の御審議を頂いておりますので、その基本計画の近々の審議の中で、どの部分、個別具体的に入れるかということ踏まえていきたいということでございまして、ですから、もちろん、重要なことであれば、今後のユーザーの声の把握ということで、また同じことがユーザーからも寄せられるでしょうし、報告者からも出てくると思いますが、対応が十分できなかったことについては、継続的な課題として、そういった

要望をまた踏まえて考えていくことになろうと思いますが、今回、今日この場で御報告させていただいたということは、今やっている基本計画の審議の中できみ取るべき部分が具体的にあれば、御指摘を、今日この場でも良いですし、その後でも構わないのですが、頂きたいという趣旨でございました。

○野呂委員 あと1点だけよろしいですか。

○西村部会長 はい。

○野呂委員 最後の質問にしますが、例えばこの資料3-2の2ページ目の、番号で言うとナンバー15ですけれども、国際的に進んでいるということについて、意味不明と判断されていますが、これは質問者にもう一度確認すれば、多分、質問の意味は分かるのではないかと思います。今後、そういう作業はされるのでしょうか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 今、直接、個々の質問を頂いた方に具体の省庁の対応として確認するまでのことは考えていないのですが、今日この場で出していただいた資料は当然オープンになりますし、この回答を寄せていただいた方々には、必ずしもアドレスしか記載していなくて、名前とか記入いただいていなくて、余りアクセスをしてほしくないという方もいると思われるのですが、そのような方は除きまして、こういうものをオープンにしましたということは情報提供したいと思いますので、多分、何か更なることがあれば、リアクションがあるのかとは考えております。

○西村部会長 野呂委員、よろしいですか。

○野呂委員 はい。

○西村部会長 この実態調査は、多分、そもそも詳しい厳密なことをやろうという形で何か始めた調査では私はないと思っています。今、どういうことが行われているか、どういう問題があるのかという問題点の把握だけだと思います。正確なことは、これからいろいろな要望の内容をもっと明確な形にさせていただいて、それに対応する形で持っていかなければいけないわけで、それが今後考えている目安箱なり何なりの方法のところからやる形で考えています。

その意味で、これは私も事務局に指示したのですが、できないということですが、個別のものについては個別に対応をしたというリプライをした方が良いのではないかと私は思ったのですが、なかなかしにくいということだったので、それは仕方がないかと思えます。

今後は、結局こういうものをオープンにして、これで終わりだということではなくて、これを目安箱という形のものにして、個別具体的なものに関してどこまでできるのかということを見ていくという形になると思います。ただし、私が見ていても、意味不明とかツイッターでやったら炎上するようなものが余りにも多いので、少し考えた方が良いのではないかという気はします。確かに意味不明なところもあるのですけれども、しかし、意味をこちらで考えていかなければいけないようなものもありますので、それから、こういったものに対してのお作法というのが当然あると思いますので、そこは考えさせていただきたいと思います。

基本は、この調査にある情報を、基本計画に今の段階でどういう形で捉えることができ

るかということを確認しようということでもあります。したがって、ここに記載してある対応不可能だからやらないということではなくて、対応ができるようなものになっていくかどうかをこれから検討していくという形だと思います。対応不可というのがかなりの部分というのは、よく分からないから対応不可というのが多いですから、よく分かれば、当然対応できるか本当に対応できないのか明確になりますから、そういうような形になります。

逆に言えば、こういうような統計に関する要望というの、非常に曖昧な要望というのは統計改革にはならないのだと。個別具体的なところにおいて要望を出していただかないと対応できないことは、要望される側にも分かっていたいただきたいということもありますので、そのような形で持っていきたいと考えております。

以上、ほかに。宮川委員、どうぞ。

**○宮川委員** 調査の件に関しては、非常に御説明いただいてありがとうございます。1点だけです。6ページに企業活動基本調査と科学技術研究調査の調査項目の重複、確かにこれ、研究開発費についてデータを多分移送しているというのはそのとおりだと思うのですが、一つ、科学技術研究調査と企業活動基本調査の研究開発のカバレッジについて言うと、企業活動基本調査の方で研究開発費用が入っていて、科学技術研究調査の方では意外と無回答というケースがあるようなことを聞いております。

それは、科学技術研究調査のところで、最初に研究開発をしていますか、していませんかということ聞いていて、その後かなりの設問数になるということで、最初からもう、大きな企業さんはどうも書かれていると思うのですけれども、中小の企業さんは、先ほどあったと思うのですけれども、なかなかここまで答えられないというケースがあつて、総額だけ答えるのだったらバツと答えてしまうのだけれども、後、非常に細かい点が答えられないというので、最初の設問のところでドロップしてしまうのではないかという疑問が出ているのですね。そういうことも少し考えた方が良いのかという気がしています。

これは個別の問題にはなるのかもしれませんが、移送できるのであれば、ちゃんと移送するのは、それでこのこと自体は結構ですけれども、片方で答えられていない企業さんもあつて、それが、先ほどもここにも記載してありますが、負担になっている部分をどう考えるかというのは検討をした方が良いのではないかというのが、これは感想です。

**○西村部会長** ありがとうございます。今のような情報は事務局としては重要ですので、そのような形の情報を頂いて、それに対してどういう形で対応できるかというのを事務局で考えていき、そしてそれを目安箱のようなどころにつなげていくという形にしたいと思います。さっきのツイッター的問題がありそうなものは、少し考えさせていただきたいと思います。

それでは、次の議事に入ります。6月の統計委員会の場で、私から、統計の精度向上に向けたPDCAの取組について、中間報告をするように指示いたしました。その準備ができたようですので、総務省から状況報告をお願いしたいと思います。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 総務省政策統括官室です。現在もPDCAの検査につきましては作業をしているところですが、委員長の御要望がありましたので、現在の状況について御報告をさせていただきます。資料は資料の4にな

ります。

1 ページおめくりいただきまして、1 ページ目には経緯が記載してございます。経緯は飛ばしまして、最終的な結論は、2 ページにありますように、今年の3月に、統計委員会から3つの検査をするようにという要請があったことと承知しております。1つ目が見える化状況検査というもので、これはホームページの閲覧をして、全ての基幹統計調査の記載状況についてスコアリングをするもの。それから2つ目として、建築着工統計の補正調査について標本設計の検査を行って、見直しの内容を提案すること。それから3番目として、事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原則的な対応について、各府省からヒアリング等を行って実態を整理すること。今、この3つの検査を進めているところでございますが、今回は、下の2つについて、現状を御報告させていただきます。

まず、建築着工統計調査の検査でございます。1 ページおめくりいただきまして、4 ページ、建築着工統計調査につきましては、左の箱ですけれども、調査が3つございます。この3つのうち、上2つは全数調査で、下の補正調査というのが標本抽出の調査になります。この標本抽出の抽出方法がその下に記載してありまして、1 段目として調査実施市区を抽出し、その調査実施市区の建物を系統抽出で抽出してくるということとなっております。そのほかに、都道府県の建物区分ごとに抽出率を設定して、その間隔で系統抽出をしているということですが、一部、最終的な工事にかかった費用ということですので、未回答が発生しているということも、今回のこの検査のポイントになります。

その中で、現状を御報告させていただきますと、ページは5 ページ、1 ページおめくりいただきまして、課題等として3つ挙げてございます。1つ目が、1 段目の抽出の調査実施市区が長期間変更されていないという課題がございます。これにつきましては、分布自体は余りずれていないことは確認できておりますが、一定期間ごとに調査実施市区の変更をするか、若しくは調査実施市区制自体を廃止して、全体から抽出をしていくことが必要ではないかということをお提案させていただきたいと思っております。

それから、2つ目として、2 段目の抽出率が都道府県ごとに異なってございます。それから、回収状況も、隣の分布を見ていただきますと、左端が調査実施市区の全数での標本の構成、右側が標本で得られた工事実施予定額、これ、予定額の分布になりますけれども、オレンジの部分、青も含めて若干構成比が減っているというのは、これは恐らく回収ができていないと予測されます。ということですので、対応といたしましては、2,000万円未満の工事額の回収が低くなり、ゆがみが見られるため、抽出率や回収率を加味した推定に変更すべきだと指摘をしようと思っております。

それから、1 ページおめくりいただきまして、今度は実際の標本抽出ですけれども、標本設計を見直しすることで、統計の精度に関しては相当程度の改善が見込まれると考えております。これは予定額等で層化をして、高額を多く抽出すれば、実施単価の標本誤差は数分の1となり、単価補正率も相当程度の改善が見込まれると考えてございます。

試しに、その下の【検証データ】の項目の工事費予定額ということで、単純に20億円以上を悉皆、それ未満をランダムサンプリングということにしますと、木造ではもちろん20

億円以上というのは少ないので、そんなに変わらないのですけれども、非木造が、現行のものの誤差率から、20億円以上の悉皆を作るだけで13.4%の誤差率が4.7%まで縮むということですので、このような層化をすることで相当程度良くなるということが見込まれております。これは非常に単純なものですので、ここにある程度もう少し層化を入れてネイマン配分等を行えば、更に良くなることが見込まれていますが、引き続き試算を続けていきたいと考えています。

それから、次の7ページ目を御覧になっていただきたいと存じます。事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に対する原則的な対応状況をヒアリングいたしまして、若干の問題点がある調査がございましたので、その点について御報告をさせていただきます。

まず1つ目が、ゼロ値を補完しているという問題でございます。これは、一律で回収率90%未満で、非回答又は一部非回答にゼロ値を補完して集計しているもの、また、その状態が疑われるものが以下ということで、1つ目が、建設工事統計調査の施工調査でございます。これは標本調査ですが、右の方を見ていただきますと、回収率6割で、非回答を「生産なし」と見なして線形推定をしているということで、過小推計になっているおそれが非常に高いと見込んでいます。ただし、単純に未回答事業者には実績がない事業者が多分に含まれている可能性があるため、回収率の逆数を乗じた場合は、逆に過大推計のおそれがあるとも考えられます。そのため、経済センサス等との比較検証を経た上で、推計方法の見直しが必要と判断しておりまして、調査自体の簡素化等の措置も併せて必要となる可能性があると思っております。これらを計画的に実施することが必要と、現時点では考えております。

それから、薬事工業生産動態統計調査、これは厚生労働省の全数調査ですけれども、これは非回答を「生産なし」と見なして単純に合算集計をしているということで、実際の調査自体、生産がなければ報告しなくて良いという運用をしているため、実際に生産がなかったのか非回答なのかが分からない。もしかしたらきちんととれているかもしれないし、とれていないかもしれないという状態でございますので、これは10月に調査計画の変更を諮問する予定としてございまして、ここできちんと「生産なし」と「非回答」を区別して管理できるような調査の変更がなされると聞いておりますので、統計委員会で御確認を頂きたいと考えています。

それから、3つ目といたしまして、造船造機統計調査でございます。これは回収率が75%から80%で、回収された結果を単純合算集計されているものです。届出名簿による調査で、廃業等が含まれている可能性があるため、実際には捕捉できている可能性もあるということです。まず捕捉の検証が必要で、この検証を踏まえ、もし過小になっているようであれば、標本化等を検討することが必要と考えています。これらを計画的かつ確実に実施することが必要と考えております。

このほかにも、回答を得られているが、一部項目が空欄となっている、一部非回答に対してゼロ値補完をしている統計調査なども見られるため、10月を目途とする委員会への報告までに整理して、改めて御報告をさせていただきたいと考えております。

それから、1ページおめくりいただきたいと存じます。8ページですが、これは単一補完という、企業から回答が得られたときに、その企業を予測して補完をしている対象でございますが、まず、下の方の参考を見ていただきたいと思います。これは横置き、スライドという一つの有力な手法で、回答が得られなかった場合、前回の結果を使って補完をするという、非常に有力な方法ですけれども、これは節度が必要でして、節度を持っていらっしゃるのが下の方にあります。どこまで延ばして使うかという期限を持ってこういった措置をされているということで、幾つかの調査では、前回1回限りという節度を持った御対応をされているということでもあります。このほかにも参考となる取組が見られるところ です。

一方ですけれども、どこまで引っ張っているか、現時点では確認はできていませんけれども、そういったルールを今のところ持っていないという調査が幾つかございましたので、このようなものに関して、次のような考え方を提示してはどうかと考えています。見直しに、例えば月次・四半期の統計調査は前年同月まで、年次以上の調査にあつては前回調査までなど、補完に係る期限のルールを設定し、この期限のルールに該当しない場合であっても、シミュレーション等で2回前のものを使って精度が良くなるというのが実験で確認できているといったような場合は、例外的に補完を可とするような考え方を示して、このシミュレーションによる検証を計画的に実施してはどうかということを御提案させていただきたいと思っています。

それから、最後、9ページ目ですが、その他といたしまして、回収率が50%を切る調査などがあつたということ、それから、細かな点で、より有効な補完方法の検討の余地がある統計調査が存在していたということもございます。そのほか、外れ値の対応については、10月までにヒアリング結果を取りまとめて御報告させていただくつもりでございます。この総務省の検査による統計の改善については、現在審議中の「公的統計の整備に関する基本的な計画」にも必要に応じて盛り込み、着実な改善を計画的に図っていくほか、建築着工統計の補正調査の対応のように、総務省において実施する検査の一つであるオプション検査の枠組みを計画的に活用して、状態の正確な確認を行って、その改善を着実に進めていってはどうかと考えているところでございます。

繰り返しになりますが、現在、まだ作業中でございますので、正式には10月の施行状況報告をもって、委員の皆様へ御報告をさせていただきたいと考えております。私からの報告は以上です。

**○西村部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について御質問等があれば、お願いいたします。

西郷委員、どうぞ。

**○西郷委員** 大変面白い報告をありがとうございます。もう少し細かく見てみないと何とも分からないところもあると思うのですけれども、頂いた報告の5ページ目のところで、建築着工統計調査の補正調査の1段目の抽出が、長期間変更されていない。この変更されていないということ自体が見直されるべきだというのは間違いないと思うのですけれども、ただ、その一方で、余り母集団の分布というのと調査対象市区との分布というのは変わっ

ていないという証拠もあるということですよね。

1 段目の抽出がそのままフィックスされるような事例というのは私は余り聞いたことがないので、それがどういう影響を及ぼすのかというのは、まだ細かく考え切れていないのですけれども、この市区というのがどれぐらいの単位なのか。市区がある程度似ているということであれば、長期間フィックスしても、その中で建築というのが、結構広ければ、余り影響はないのかという感じもする。逆に市区ごとの差というのが結構大きいということであれば、長期間フィックスしておくことの弊害というのは出てくると思うのですけれども、それもし違っているということであれば、逆に1 段目の抽出というのは、何度もやると、ぶれは大変大きくなるので、市区の層別というのをかなり細かくしておかないと駄目だという話になると思います。

この1 段目の抽出を長期間変更されていないという問題を解決するときに、ただ単に、これは毎回入れ替えれば良いのだという結論にはなりそうにないので、点検は点検として良いとして、それをどう生かすかということも是非考えていただければと思います。

感想ですけれども、そんなところです。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 今、検証を進めておりまして、層別の平均値の分散、1 段目のばらつき状態をしてみるなど、もう少し検証を進めていくことにしたいと存じます。

**○西村部会長** 川崎委員、どうぞ。

**○川崎委員** 大変良い分析をしていただいていると思います。これは感想ですが、今回挙げられた3つの統計調査のうちの3番目の造船造機統計調査は、よく考えてみたら、私、この委員会の委員になって最初の頃に審議した統計ということに気が付きました。そのときにこの問題意識を持っていれば良かったという反省も込めて言うのですが、このようなことを諮問答申の時期に先立ってやっていただくと非常に良いということがあります。こうやっていただいているものと諮問答申がどうも合わない感じもするので、これからせつかく諮問答申でいろいろな議論をするときに、このような背景をしっかりと洗い出す作業が、調査によっては、全部とは言いませんけれども、できたら良いと思いました。是非こういった活動と通常の諮問答申をリンクしていただきたい、そして委員会の中でも検討できたらと思いました。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 検査は計画を立てて実施するというので、そういったことも踏まえて、今後、計画を立てていきたいと考えています。

**○西村部会長** いかがでしょうか。

関根委員、どうぞ。

**○関根委員** 私も今回のこの調査は非常に重要なものだと思いますし、大変良いお仕事をされていると思います。最終的な結論はまだこれからだと思うのですけれども、1つだけです、8ページです。補完のときに、実際やられているのは、横置きとかスライドという、過去の回答値を補完に利用と記載してあるのですが、私はこの道の専門家ではないのですけれども、そのほかにもいろいろ補完のやり方ってあるかと思います。それというのも御専門の方にもう少し聞いていただくとか、実際に実行可能なものかどうかというのは、

我々、実際にやっている者からすると、そうは言われても、みたいなものがあるとは思うのですけれども、でも、もう少し使ってみたら良いというものがあれば、併せて推薦していただくと大変良いのではないかと思います。

以上です。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 今回は横置き補完だけ紹介していますけれども、実際のヒアリングに当たりますと、行政記録から補完しているとか、それから、例えば単価を決めて、従業員数に乗じたりして推計すると、そういったことをやっていることを事細かに聞かせていただいています、各府省にも御参考になると思っておりますので、情報の共有は何らかの形でさせていただきたいと考えています。

**○西村部会長** いかがでしょうか。

最後の補完、若しくは異常値をどうするかについては、総務省にもできるだけこの分野の専門家に聞いて、それから、専門家でも実際以上にこういうことが分かっていないケースもありますので、そうすると、世界的にどういうことがされているかに関してのベストプラクティスはどうなっているのかをまとめてほしいという形にお願いしています。これは急にできる話ではなくて、間違いなくこれは、統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ、そこで考えるべきことにもなると思いますので、そのような視点を踏まえた形で、それに対してのグラウンドワークになるような形でこれをやっていく形にしたいと思っています。

今までこういうことすら出ていなかったもので、こういうことで出ると驚くこともあるのですが、よく聞いてみると、なるほど、そういう理由なのかということも結構ありますので、そういう中で、ベストプラクティスをどうしたら良いのか。統計作る方の立場としては、その場その場でみんな考えて、それなりの回答を出しながらやっていくわけですが、それが全体として本当に良いのかどうかということに関しての評価というのは、なかなか現場でできるわけではありませんから、それがやれるところは統計委員会若しくは統計研究研修所になりますので、そこでサポートできる形にしていきたいと思っております。

それでは、この場であった意見を踏まえて引き続き検査を進めて、10月をめどに施行状況の報告として統計委員会に報告をお願いいたします。

本日予定された議事は終了しましたので、本日の合同部会はこの辺りまでとさせていただきます。最後に、次回の部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** 次回の基本計画部会は、9月21日木曜日に開催します。具体的な時間・場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

**○西村部会長** それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会・横断的課題検討部会を終了いたします。ありがとうございました。